

# ○茨城県警察表彰等の取扱いに関する訓令

昭和35年4月1日

本部訓令第7号

〔沿革〕 昭和38年4月本部訓令第8号、39年3月第6号、40年2月第2号、41年2月第2号、42年9月第13号、43年3月第2号、44年3月第2号、46年7月第12号、10月第15号、47年10月第16号、48年7月第18号、49年3月第1号、50年1月第5号、51年3月第2号、第5号、53年3月第1号、54年7月第12号、55年3月第6号、6月第14号、12月第17号、56年3月第7号、第16号、60年9月第12号、62年3月第8号、平成6年3月第11号、9月第21号、11月第26号、8年10月第15号、11年3月第3号、13年3月第1号、15年3月第7号、16年9月第13号、17年4月第12号、18年3月第13号、19年3月第4号、26年5月第17号、27年3月第7号、7月第14号、28年3月第5号、第11号、令和5年3月第5号改正

茨城県警察表彰取扱規程を次のように定める。

茨城県警察表彰等の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茨城県警察における表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長表彰の種類)

第2条 茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰（以下「本部長表彰」という。）は次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 本部長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる本部長表彰以外の表彰を行うことができる。

(本部長表彰の基準)

第3条 警察功績章は、警察職員として長期にわたって勤続し、その間勤務成績が優秀で特に顕著な功労があると認められる者に対して退職の際に授与する。

2 賞詞は、次に掲げる事項について、警察職員として多大の功労があると認められる者に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 交通事故の防止その他の交通安全活動

- (4) 人命の救助又は身体財産の保護
  - (5) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護
  - (6) 警察上重要な発明、発見、研究又は改善
  - (7) 警察上重要な事務処理又は職務の執行
  - (8) 警察の信頼を高めた善行又は公衆接遇
  - (9) 勤続満30年に達した場合
  - (10) 満25年以上勤続して退職する場合
  - (11) 他の模範と認められる優秀な勤務実績
  - (12) その他前各号に相当するもの
- 3 賞状は、次に掲げる事項について、顕著な業績があると認められる所属（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第2条第1号に規定する所属をいう。以下同じ。）及び捜査本部その他特定業務を処理するために設けられた組織（以下「部署」という。）に対して授与する。
- (1) 前項第1号から第7号までに掲げる事項
  - (2) 年間における実績
  - (3) その他の事務の処理又は職務の執行
- 4 賞誉は、前2項及び次に掲げる事項について警察職員として功労があると認められる者及び優秀な業績があると認められる部署に対して授与する。
- (1) 勤続満20年に達した場合
  - (2) 満15年以上勤続して退職する場合
  - (3) 優秀な実務成績又は研修成績
  - (4) 優秀な技能
- 5 感謝状は、次に掲げる事項について功労があると認められる警察部外の者又は団体（茨城県警察以外の警察又は警察職員を含む。以下「部外の者」という。）に対して贈与する。
- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
  - (2) 被疑者の逮捕
  - (3) 人命救助
  - (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力

（副賞）

第4条 本部長表彰には、別表第1に掲げる基準により、副賞を付与することができる。

（表彰記章）

第5条 本部長は、第3条第3項及び第4項の規定により、部署に対し賞状又は賞誉を授与するときは、前条第1項の規定によるほか、表彰記章を付与することができる。

2 前項の表彰記章の形状は、別表第2のとおりとする。

（優秀職員記章）

第

6条 本部長は、第3条第2項第11号に該当する者のうち、その勤務実績が特に顕著な者については、優秀職員記章（以下「記章」という。）を授与する。

2 記章の形状は、別表第3のとおりとする。

（記章の着用）

第7条 記章を授与された警察職員は、次により着用するものとする。ただし、警察勲功章及び警察功労章を受章したとき、並びに服務上支障のあるときは、この限りでない。

(1) 警察官

ア 制服の場合 右胸ポケットの中央上部1センチメートルの位置（合ベスト、夏ベスト及び冬ベストについては、右胸部の階級章中央部と対称の位置）に付けるものとする。

イ 私服の場合 原則として、上衣の左襟に付けるものとする。

(2) 警察官以外の警察職員 警察官の私服の場合に準ずるものとする。

（記章の返納等）

第8条 本部長は、記章を授与された警察職員が、警察職員としてふさわしくない非行のあったときは、着用を停止し、又はこれを返納させることができる。

（表彰の制限）

第9条 本部長は、次の各号の一に該当する者に対しては、表彰を行わないことができる。

- (1) 刑事事件に関し起訴された者
- (2) 懲戒処分を受けた者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

（表彰の上申）

第10条 所属長（処務訓令第2条第2号に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、第3条の規定に該当する事案（退職する場合を除く。）があると認めるときは、本部長に上申しなければならない。ただし、部署に対する表彰の上申については、被表彰事案を所掌する部の部長が行うものとし、被表彰事案が2以上の部長の所掌に属する事項に関連するときは、関係する部長が協議して行うものとする。

（長官等への上申）

第11条 本部長は、前条の規定により上申を受けた事案のうち、警察庁長官又は関東管区警察局長（以下「長官等」という。）の表彰を上申することが適当であると認めるものについては、次の事項を長官等の上申するものとする。

- (1) 表彰の種類
- (2) 被上申者の所属、官職、氏名及び年齢（部署の場合は、その名称）
- (3) 功労又は業績の概要
- (4) 功労又は業績の部内外に与えた影響
- (5) 被上申者の履歴書及び勤務成績に関する書類の写し
- (6) その他参考となる事項

(上申書作成上の注意)

第12条 表彰の上申に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 功労又は業績の評価は、別に定める審査基準に照らし、総合的に審査検討すること。
- (2) 功労又は業績の内容は、具体的に要領よく記載すること。
- (3) 一つの功労事案について功労者が数名ある場合は、各人ごとの功労内容を具体的に記載するとともに、氏名の左部に順位を朱記すること。
- (4) 功労事実を認定するに必要な書類は、できる限り添付すること。
- (5) 被上申者の住所及び氏名は、戸籍上の正しい名称及び字画を用いること。

(警察功績章等の様式)

第13条 本部長の授与する警察功績章、賞詞、賞状、賞誉及び感謝状の様式は、様式第1によるものとする。

(委員会の設置等)

第14条 この訓令による表彰事案を審査するため、茨城県警察本部に茨城県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 委員長 本部長
  - (2) 副委員長 警務部長
  - (3) 委員 サイバー戦略統括官、警務部首席監察官（第19条において「首席監察官」という。）、生活安全部長、生活安全部人身安全少年統括官（第19条において「人身安全少年統括官」という。）、地域部長、刑事部長、刑事部組織犯罪対策統括官（第19条において「組織犯罪対策統括官」という。）、交通部長、警備部長、警察学校長、警務部参事官及び同部監察官
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員会は、第2条第1項各号に掲げる本部長表彰に該当する事案で、本部長が必要と認めるものについて審査するものとする。

(委員会の事務)

第15条 委員会の事務は、警務部監察室において処理する。

(長官表彰等の上申審査)

第16条 本部長は、警察庁長官又は管区警察局長への表彰上申、その他必要があると認めるときは、委員会の審査に付することができる。

(表彰の報告等)

第17条 所属長は、所属の警察職員が警視總監又は他の道府県警察本部長（以下「他の警察本部長」という。）の表彰を受けたときは、次の事項を警務部監察室長（以下「監察室長」という。）を経由して本部長に報告しなければならない。

- (1) 被表彰者の階級、職、氏名及び年齢
  - (2) 表彰者名
  - (3) 表彰の年月日
  - (4) 表彰の種類
  - (5) 表彰の内容
- 2 監察室長は、警察職員が本部長又は長官等の表彰を受けたときは、所属長に前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

（事故等の報告）

第18条 所属長は、警察勲功章又は警察功労章（以下「警察勲功章等」という。）を授与された者が規則第10条に該当するに至ったときは、速やかに本部長に事故の内容を報告しなければならない。

- 2 警務部警務課長は、警察勲功章等を授与された者に関し、次に掲げる異動があったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。
- (1) 退職したとき。
  - (2) 出向等の発令があったとき。
  - (3) 在職者が死亡したとき。
  - (4) 降任、免職、休職及び降給処分を受けたとき。
  - (5) 退職者が死亡したとき。
  - (6) 代表遺族が転居したとき。
- 3 所属長は、表彰上申中の者に配置換、死亡等の異動を生じたときは、その旨を本部長に報告しなければならない。

（部長表彰）

第19条 部長（サイバー戦略統括官、首席監察官、人身安全少年統括官及び組織犯罪対策統括官を含む。以下同じ。）は、その所掌に属する事項について本部長表彰に至らないと認められる功労があった警察職員及び部署に対して表彰することができる。

- 2 部長は、その所掌に属する事項について本部長表彰に至らないと認められる功労があった部外の者に対して表彰することができる。
- 3 前2項に規定する表彰（次条及び第25条において「部長表彰」という。）は、表彰状（様式第2）を用いて行うものとする。

（所属長表彰）

第20条 所属長は、部長表彰に至らないと認められる功労があった警察職員に対して表彰することができる。

- 2 警察署長は、部長表彰に至らないと認められる功労があった部外の者に対して表彰することができる。
- 3 前2項に規定する表彰（第25条において「所属長表彰」という。）は、表彰状（様式第3）を用いて行うものとする。

(即賞)

第21条 本部長及び部長は、速やかに賞揚すべきであると認められる職員に対し即賞を授与することができる。

2 即賞の上申基準その他即賞に関し必要な事項は、別に定める。

(連名表彰)

第22条 本部長、部長及び所属長は、警察の関係する団体の長と連名で表彰を行うことができる。

(表彰台帳)

第23条 監察室長は、表彰台帳(様式第4)を備え付け、表彰のあった都度、所要の事項を記載しなければならない。

(表彰簿)

第24条 部長及び所属長は、第19条及び第20条の規定により表彰を行ったときは、表彰簿(様式第5)に所要の事項を記載しておかなければならない。

(職員基本情報管理システムへの登録)

第25条 所属長は、第17条第1項に規定する報告を行ったとき、又は所属の警察職員が第19条の部長表彰を受賞したとき、若しくは所属の警察職員に第20条の所属長表彰を授与したときは、職員基本情報管理システムに所要の事項を登録しなければならない。

2 監察室長は、第17条第2項に規定する通知を行ったときは、職員基本情報管理システムに所要の事項を登録しなければならない。

(補則)

第26条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

付 則 (昭和38年4月1日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年2月24日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年2月4日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和41年2月15日から施行する。

付 則 (昭和42年9月21日本部訓令第13号)  
この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日本部訓令第2号)  
この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月7日本部訓令第2号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月8日本部訓令第12号)  
この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和46年10月4日本部訓令第15号)  
この訓令は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則 (昭和47年10月30日本部訓令第16号)  
この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 (昭和48年7月10日本部訓令第18号)  
この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月22日本部訓令第1号)  
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年1月30日本部訓令第5号)  
この訓令は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日本部訓令第2号)  
この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日本部訓令第5号)  
この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和54年7月12日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行日前において、第3条第2項第11号の規定による表彰を受け、第4条の2に規定する優秀職員記章を授与される基準に該当し、現に在職する者についてもこの訓令を適用する。

附 則 （昭和55年3月31日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和55年6月27日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 （昭和55年12月24日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 （昭和56年3月19日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和56年3月31日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （昭和60年9月26日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成6年3月30日本部訓令第11号）



この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第21号)  
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月30日本部訓令第26号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年10月21日本部訓令第15号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

- 附 則 (平成13年3月19日本部訓令第1号)
- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
  - 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成15年3月13日本部訓令第7号)  
この訓令は、平成15年3月19日から施行する。

附 則 (平成16年9月28日本部訓令第13号)  
この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日本部訓令第12号)  
この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日本部訓令第13号)  
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月12日本部訓令第17号)  
この訓令は、平成26年5月12日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年7月1日本部訓令第14号）  
この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日本部訓令第5号）  
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第11号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月14日本部訓令第5号）  
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

<別表、様式略>